

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第21号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月15日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

高崎自然の森管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和元年8月23日 午後4時20分頃

2 事故発生の場所

つくば市高崎1078番地1

3 相手方

(1) 住所 つくばみらい市

(2) 氏名

4 事故の概要

高崎自然の森において、敷地内の樹木の枝が落下し、近接するつくば双愛病院敷地内に駐車していた車両のフロントバンパー右前部を損傷させたもの

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金523,974円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。